

株式会社オーシーシーにかかる 株式の譲渡及び債権の弁済受領完了について

平成 18 年 8 月 8 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称 株式会社オーシーシー

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 8 月 6 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、平成 16 年 9 月 22 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

平成 16 年 10 月には、事業再生計画に沿って減増資が行われ、機構は 1,500 百万円の現金出資により議決権割合の 99.3%にあたる普通株式を取得していました。

その後、機構は対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、対象事業者に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般 Longreach Capital Partners 1, L.P.等が保有し、株式会社ロングリーチグループに管理委託する株式会社オーシーシー・ホールディングスへの譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、機構は、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、今後譲渡先によって行われる株式公開買付けに応募することで、本年 9 月未までに株式譲渡を実行する予定です。また、併せて債権についても弁済受領が完了する予定です。

（注）株式譲受会社概要は別紙の通りです。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、1,500 百万円の現金出資により、議決権割合の 99.3%にあたる普通株式を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 12,099 百万円の債権に関し、金融機関等から 3,818 百万円で買い取り、事業再生計画に沿って債権放棄（8,079 百万円）を行った後、残った 4,019 百万円の債権に関し、事業収益等による一部弁済（168 百万円）を受けていましたが、今般、残債権全額に当たる 3,852 百万円の弁済を受け、全額完済となる予定です。

5. 主務大臣の意見
なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437

(別紙)

< 株式譲受会社 >

株式会社オーシーシー・ホールディングス

住所 : 東京都千代田区麹町 1-7
代表者 : 代表取締役 吉沢 正道
設立 : 平成 18 年 7 月
資本金 : 100,000 円
株主 : Longreach Capital Partners 1, L.P.等

< ご参考 >

株式会社ロングリーチグループ

住所 : 東京都千代田区麹町 1 - 7
代表者 : 代表取締役 吉沢 正道
代表取締役 三好 康之
設立 : 平成 15 年 10 月
資本金 : 10 百万円
従業員数 : 8 名
主な事業内容 : 日本・アジアを対象とした独立系プライベートエクイティファン
ドに対する日本におけるアドバイザリーサービス